

事業報告

〔2016年 4月 1日から〕
〔2017年 3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は2016年6月1日に、仙台空港ビル株式会社、仙台エアポートサービス株式会社、仙台エアカーゴターミナル株式会社の3社を吸収合併し、仙台空港ターミナルビルの運営を当社が直接行う体制を整備しました。

これに続いて、7月1日には、空港運営事業等を当社が国から引き継ぎ、これにより航空管制・C I Q（税関・出入国管理・検疫）を除く仙台空港全体の一体運営を開始しました。

国内国管理空港の民間による一体運営は、当社がはじめての事例となります。

当期における国内線旅客は、2,938千人（前年比16千人減少）、国際線旅客は225千人（同66千人増加）となり、旅客数合計では3,163千人（同49千人増加）となりました。

また、取扱貨物数量は、国内線貨物7,290トン（前年比214トン減少）、国際線貨物579トン（同201トン増加）となり、貨物量合計では7,869トン（同13トン減少）となりました。

以下、各種の施策について、ご報告します。

当社では、安全と保安の維持・向上が空港運営上最も重要な事項であると位置付け、役職員が一丸となってさまざまな取り組みを行っています。

運営開始初年度に当たる当期は、会社全体の安全管理体制の基盤構築、各種規程類やマニュアルの整備に取り組むとともに、各種設備投資の実施、空港運用にかかるノウハウを継承、蓄積すべく安全や保安にかかわる人材の育成、教育研修の実施、再委託先への教育などを実施しました。

当期におきましては、運営開始直後から、(独)航空大学校の胴体着陸事案、緊急着陸対応その他自然災害にも見舞われることとなりました。幸いにも、空港運用に起因する重大事故に発展することはありませんでしたが、今後とも安全と保安の維持・向上のため継続的な取り組みを実施して参ります。

国管理空港の民間による一体運営、即ち、仙台空港の民営化の目的である東北地域の交流人口増大を達成するために最も重要な「路線を増やし、航空需要を増やす」各種の施策を実行し、航空ネットワークの拡充に取り組みました。

国際線では台北便でタイガーエア台湾の就航（6月29日から）、エバー航空の増便等のほか、アジアナ航空の増便等の効果により、旅客数は前年比41.5%増と、大幅な増加を実現することができました。

国内線では、関西、大阪、福岡、成田の各路線の旅客数が増加するなど、概ね堅調に推移したものの、2015年10月のスカイマークの神戸便休止の影響等により、旅客数は微減となりました。

航空ネットワークと複数の地上交通ネットワークが集結し、円滑に接続される結節点としての役割を果たすことができるよう、空港からの二次交通の拡充にも取り組みました。

当空港の主要なアクセス手段である仙台空港アクセス線では、仙台空港鉄道株式会社、宮城県、東日本旅客鉄道株式会社との協議を進め、2017年3月から、列車の増発、初電の繰り上げ、終電の繰り下げが実現しました。

空港と周辺都市、観光地を直接結ぶバス路線については、地元交通事業者と連携のための協議を行い、さまざまな路線が開設されました。

仙台空港～福島～会津若松（開業日：2016年11月14日）、仙台空港～松島～平泉（同：2017年1月25日）が開業したほか、仙台空港～鶴岡～酒田（同：2017年4月1日）、仙台空港～山形駅（同：2017年4月21日）が開業しました。

また、自家用車での空港利用の利便性を向上するため、駐車場の拡張も行いました。

「安心」、「快適」、「ホスピタリティ」を提供し、国内最高レベルの顧客満足度を実現することを目指し、施設の改修検討を進めるとともに、改修工事の第一弾として、ターミナルビル1階到着エリアの改装を実施し、2017年4月20日に「みちのく라운ジ」、「みちのく観光案内」、「ランナーズポート」等をオープンしました。

これにより、到着客の利便や快適性を向上させました。

以上の結果、連結での当期業績としましては、新規就航エアラインの影響による国際線旅客数の増加および免税売店での販売拡大が功を奏し、ほぼ計画どおり、かつ前年並みの売上を達成することができましたが、空港運営事業開始初年度で航空関係収入が通期で寄与しなかったこと、また集中改革期間初年度として積極的に人・モノに投資を行った結果、99百万円の営業損失、8百万円の当期純損失を計上する結果となりました。

(2) 資金調達の状況

2016年6月に24億3千7百万円の増資を実施しました。なお、資金使途は運営権対価等設備投資への充当であります。

(3) 設備投資の状況

当期の投資は、公共施設等運営権の対価、空港運営事業開始に伴う国からの譲受資産の買い取り、旅客ビル施設改修等の合計25億3千5百万円でした。

(4) 対処すべき課題

当社では、重大有責事故・事案の発生件数をゼロ件とすることを安全目標とし、安全・保安の維持・向上を全てに優先して、必要な諸施策を推進して参ります。

2017年4月1日からは新規路線の誘致と既存路線の増便、機材の大型化を推進することを主な目的とした新たな着陸料金体系を導入し、国際線では4時間圏の直行便拡充、東アジアハブ路線の増便、機材の大型化を図るとともに、国内線ではフルサービスキャリアの路線維持・機材の大型化、LCC（ローコストキャリア）の新規路線拡充に向け、エアライン各社と協調しながら、積極的なセールス活動を実施して参ります。

人材育成面では、全社的な研修計画の策定を進めるとともに、特に空港基本施設の管理運用業務、保安防災業務、保全業務等では、国派遣職員から当社社員へのノウハウの継承を計画的に進めて参ります。

施設機能・サービス向上策につきましては、国際線を中心とする航空旅客の増加に先行して十分なキャパシティを確保・増強するため、2017年夏、ピア棟（旅客搭乗施設）の建設に着手するほか、自家用車で来港されるお客様の利便性を向上するため、第一駐車場の拡張も順次実施する予定です。

あわせて、地域共生の観点では、名取市・岩沼市をはじめとする地元の上位計画などに空港を位置付けていただき、当社がそれに柔軟かつ積極的に協力することを通じ、地元と空港が一体となって、継続的に活力ある地域が実現できることを目指し、地域および地元自治体と積極的な連携を推進して参ります。

(5) 主要な事業内容

仙台空港の運営等

- ・ 航空機の離着陸の安全を確保するための航空保安施設の運営等
- ・ 空港周辺の航空機の騒音対策
- ・ 空港ターミナルビル(貨物棟含む)の所有及び経営
- ・ 不動産賃貸、物品販売等
- ・ 航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- ・ 駐車場運営

(6) 事業所の所在地及び従業員の状況

①事業所の所在地

宮城県名取市下増田字南原無番地

②従業員の状況

従業員数 135名

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

(ア) 親会社との関係

当社の親会社は東京急行電鉄株式会社であり、同社は当社の議決権株式を42.00%保有しています。

(イ) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の株式の出資比率は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りであり、株主各社より役員及び出向社員を受け入れています。

当社は、当社独自の発注規定に則り、親会社等との取引に関しては、株主間契約により独立当事者間取引とすることを原則とし、取引条件等の内容の適正性をその他業者との比較などから慎重に検討して決定しています。

また、当社取締役会を中心とした当社独自の基準に基づく意思決定を行っています。

(8) 重要な企業結合等の状況

吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2016年6月1日付けで、当社完全子会社の仙台空港ビル株式会社及び仙台エアカーゴターミナル株式会社を吸収合併しました。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先：宮城県 借入金残高：3,920,000千円

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2017年3月31日現在）

①発行可能株式総数	200,000株	内訳	普通株式	60,000株
			A種優先株式	140,000株
②発行済株式の総数	169,960株	内訳	普通株式	51,030株
			A種優先株式	118,930株
③株主数			普通株式	7名
			A種優先株式	4名
④株主				

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東京急行電鉄株式会社	21,432株	35,679株	57,111株	33.60%
前田建設工業株式会社	15,309株	35,679株	50,988株	30.00%
東急不動産株式会社	4,592株	35,679株	40,271株	23.69%
豊田通商株式会社	8,164株	11,893株	20,057株	11.80%
株式会社東急エージェンシー	511株	—	511株	0.30%
東急建設株式会社	511株	—	511株	0.30%
株式会社東急コミュニティー	511株	—	511株	0.30%
合計	51,030株	118,930株	169,960株	100.00%

(注)持株比率は、普通株式の総数と、発行済のA種優先株式の総数の合計から計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2017年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役会長	高 橋 和 夫	東京急行電鉄(株) 取締役専務執行役員
取締役社長 (代表取締役)	岩 井 卓 也	
取 締 役	一 條 祐 三	空港運用部長
取 締 役	岡 崎 克 彦	営業推進部長
取 締 役	野 本 弘 文	東京急行電鉄(株) 代表取締役 社長執行役員
取 締 役	小 原 好 一	前田建設工業(株) 代表取締役会長
取 締 役	植 村 仁	東急不動産(株) 代表取締役社長 社長執行役員
常勤監査役	平 岡 和 郎	
監 査 役	岐 部 一 誠	前田建設工業(株) 取締役常務執行役員
監 査 役	氏 家 照 彦	(株)七十七銀行 代表取締役頭取

- 注1. 取締役小原好一氏、取締役植村仁氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。
- 注2. 監査役岐部一誠氏、監査役氏家照彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 注3. 取締役植村仁氏は、2017年4月1日付で東急不動産(株)代表取締役副会長に就任しています。

(2) 役員の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	1人	13,200千円	
監査役	2人	12,980千円	
計	3人	26,180千円	

注1 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)として、24,000千円を支給しています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
(金融庁2015年12月22日付発表懲戒処分等の概要)

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人(所在地:東京都千代田区)

② 処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(2016年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽ある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(3) 会計監査人の報酬等の額 11,200千円

(4) 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、2016年6月8日付取締役会により決議した内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 全社が守るべき指針等を周知し、定期的にコンプライアンス教育を実施し、その徹底を図り、法令・社内規程等への違反行為があったときには懲罰規程に基づき厳正に処分する。
 - ・ 取締役社長が指名する担当者により定期的にモニタリング（内部監査）を行うとともに、内部通報窓口を設けることにより、法令・行動指針に違反する行為に関し従業員が直接通報・相談できるようにする。
 - ・ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、迅速に情報を把握するとともに、必要に応じて外部専門家等と協力しつつ適正に対応していく。
 - ・ 反社会的勢力及び団体を排除・遮断することとし、警察当局等外部機関と緊密に連携を持ちながら対処する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 法令、取締役会規則並びに文書取扱に関する規則に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により適切に作成、保存又は廃棄する。
 - ・ 保存された文書は、取締役・監査役・モニタリング（内部監査）担当者により随時閲覧できる体制をとる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 航空の安全確保及び空港保安に係る規程を制定し、安全マネジメント体制を敷く。その運用にあたり関係機関及び空港内他事業体と密接に連携して対応する。
 - ・ 各種のリスクについて、未然防止の観点から各規則の制定、マニュアルの作成・配布並びに研修・訓練を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 業務分掌・業務執行基準を定め業務執行に係る権限・責任を明確化する。
 - ・ 経営会議・常勤役員会を定期的に開催し重要事項に係る意思決定を迅速に行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役が要請した場合には補助使用人を配置する。その独立性の確保のため、当該使用人は監査役の指揮命令の下で業務を行う。当該使用人の人事考課及び人事異動については監査役と事前協議する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・ 監査役による重要会議への出席及び重要書類閲覧の機会を確保する。また、事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメント等の内部統制システムの整備及び運用状況を監査役に定期的に報告する。
 - ・ 監査役から業務の執行状況につき報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ⑦ 監査役がその職務を執行するうえに必要な費用等に関する方針
- ・ 監査役がその職務を執行するうえに必要な費用について、監査役と協議のうえ予算措置をし、費用の前払いが必要な時には担当部署において対応する。
- ⑧ その他監査役がその職務を執行するうえに必要な費用等に関する方針
- ・ 取締役社長と監査役は定期的に意見交換を行うこととする。

(2) 体制の運用状況の概要

上記、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた施策に従い、その基本方針に基づき、規程類の整備に関する会議等の開催を行うとともに、その運用の状況については、決議した基本方針に基づき、上記に掲げた施策を実

行するとともに、各部門による日常のセルフモニタリングと社長直轄部門による定期的なモニタリングにより実施状況の確認と必要な場合の是正をしています。